

2013年度税制改正のあらまし

2013年度税制改正のあらましをご案内します。昨年末の解散総選挙による政権交代の影響で1ヶ月ほ

ど遅れての大綱発表となりました。3月中に国会の審議を経て、正式に法律になる予定です。

○・・・減税 ×・・・増税

区分	項目	時期	内容
法人税	交際費の損金算入の拡大 ○	14年4月1日～	資本金1億円以下の会社は、1期800万円（現行600万円）まで交際費の全額を損金算入可能（現行10%は損金不算入）に。
	雇用促進税制等の拡充・新設 ○	13年4月1日～16年3月31日に始まる期	給与支給額が前年より5%以上増加した場合等に、その増加額の10%を法人税額から控除。
		追って発表予定	増加雇用者数1人あたりの税額控除額を、20万円 → 40万円に引き上げ。
	研究開発税制の拡大 ○		試験研究費の税額控除の上限額を、2年間の時限措置として当期の法人税額の20% → 30%に引き上げ。
所得税・住民税	所得税の最高税率の引上げ ×	15年～	現行の区分に加えて、課税所得4,000万円超の部分について、40% → 45%へ税率を引き上げ。
	住宅ローン控除の延長・拡大 ○	14年～17年中に居住開始	控除限度額を14年1月～3月は年20万円、14年4月以降は年40万円（いずれも控除期間は10年間）とする。
相続税・贈与税	基礎控除の引き下げ ×	15年1月1日の相続～	5,000万円 + (1,000万円 × 相続人の数) を、 3,000万円 + (600万円 × 相続人の数) へ縮小。
	最高税率の引上げ ×		相続税及び贈与税の現行の税率区分を見直すとともに、最高税率をそれぞれ 50% → 55% へ引上げ。
	小規模宅地の評価減の特例の拡充 ○		特定居住用宅地の適用対象面積を240㎡ → 330㎡へ拡大。 選択する宅地の全てが特定居住用と特定事業用の場合、それぞれについて適用対象面積（現行 最大400㎡ → 改正後 最大730㎡）まで特例の適用が可能に。
		14年1月1日の相続～	外階段で構造上区分されている「二世帯住宅」についても、特例の適用が可能に。 介護が必要なため「老人ホーム」に入居していた場合には、特例の適用が可能に。
	未成年者控除・障害者除控除の拡充 ○	15年1月1日の相続～	未成年者控除は20歳までの1年につき、6万円 → 10万円に、障害者控除は85歳までの1年につき、6万円（特別障害者は12万円） → 10万円（特別障害者は20万円）に引き上げ。
	相続時精算課税の緩和 ○	15年1月1日の贈与～	受贈者の範囲に20歳以上の孫を追加。 贈与者の年齢制限を 65歳 → 60歳 に引き下げ。
	教育資金の一括贈与に係る非課税規定の創設 ○	13年4月1日～15年12月31日の贈与	金融機関を通じて、将来の教育資金として一括で金銭を拠出した場合には、子または孫1人につき、1,500万円までは贈与税が非課税に。

その他①印紙税の非課税となる領収書の金額 3万円 → 5万円 に引上げ ○

②日本版ISA（最大100万円 × 5年分の投資に対する配当や売却益が非課税）の導入 ○

（星野 貴亮）